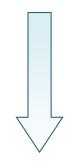
「若者応援宣言ふるさと企業」に関する手続等について

STEP1 求人申込

■「若者応援宣言ふるさと企業」になるための手続き(流れ)について

☆ ハローワークに学卒求人、あるいは、一般求人の提出が必要です。



- ◎ 求人については、雇用の期間の定めがなく、1週間の所定労働時間が求人を提出される事業所の通常の労働者と同程度であり、いわゆる正社員として採用されるものに限ります。(大卒等学卒求人については、既卒3年以内応募可の求人)
- ◎派遣業務及び請負業務に従事するものは本事業の趣旨・目的に沿わないため、宣言基準を満たしません。
- ◎一般求人については、長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、3 5歳未満の若年 者を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合で、かつ、職務経験を 条件としていない求人に限ります。

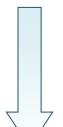


宣言書の提出

若者応援宣言ふるさと企業の宣言基準を満たしていることを確認させていただくため、宣言書の内容をご確認の上、事業所名等の記載をお願いいたします。 【確認内容】

- ¥-ш-о-г 5 ш 2
- ◎事業目的に賛同していただいていること。
- ◎各就職関連情報について公表していただくこと(新卒者の採用実績等)。
- ◎労働関係法令違反を行っていないこと。
- ◎事業主都合による解雇等を行っていないこと。
- ◎新規学卒者に対し、採用内定取消を行っていないこと。
- ◎各種助成金について、不支給措置を受けていないこと。





☆ 若者応援宣言ふるさと企業情報報告書(PRシート)の提出。

- ◎事業所外観、製品、働いている方の様子などの写真(最大3枚)を掲載可能。
- ◎御社の若者の育成の取組等、就職関連情報の記載をお願いいたします。



☆ 「若者応援宣言ふるさと企業」手続き完了

- ◎長野労働局HPにて企業情報を公開します。
- ◎求人票に「若者応援宣言ふるさと企業」と記載し、PR シートとともに、原則、ハローワーク システムにおいて公開いたします。

「若者応援宣言ふるさと企業」に関する手続等について

■ 「若者応援宣言ふるさと企業」となった後の留意事項

1 「若者応援宣言ふるさと企業」の名称及びマークの使用期間

- 若者応援宣言を行った後、求人が充足等により取り消された場合であっても、原則、 若者応援宣言ふるさと企業になった年度の末(3月末)までの間は、「若者応援宣 言ふるさと企業」の名称を使用できます。
- なお、年度末経過後も引き続き、「若者応援宣言ふるさと企業」を宣言される場合につきましては、翌年度の手続として改めて求人を提出していただき、宣言書により宣言基準を満たす必要があります。また、企業情報報告書も提出していただきます。
- 若者応援宣言ふるさと企業の宣言マークは原則、若者応援宣言ふるさと企業になった 年度の末(3月末)までの間は、「若者応援宣言ふるさと企業」のマークを使用できます。

2 新たに求人を提出いただく場合

若者応援宣言を行った後、当該年度内に別の職種等により追加で求人を提出する場合は、宣言書や若者応援宣言ふるさと企業情報報告書(PRシート)の提出は必要ありません。

3 「若者応援宣言ふるさと企業」の取消を行う場合

若者応援宣言を行った後、宣言基準を満たさないことが確認された場合は、「若者応援宣言ふるさと企業」の宣言を取り消します。

※提出先は事業所を管轄する各ハローワークとなります。